

令和8年1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年1月9日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均  
酒井 勉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子 ・ 舘林 朋子  
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範  
山中 敏彰

欠席委員

清水 健吉

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三  
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫  
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三  
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	小栗健一郎
副主幹	佐藤 智香	主査	佐々木宗弘
副主査	岡田 崇正	主任	山田潤一郎
主事	藤野 元志		

議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第 3 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和8年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、  
本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい  
と思います。

それでは、議席番号4番、岩佐哲司委員、議席番号5番、山口貴範委員  
の両委員よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら  
御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、  
今回の申請は、所有権の移転14件、使用貸借による権利の設定1件、以上  
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第1号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を  
設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計  
画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常  
時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準  
に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番及び4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権  
移転です。

3ページをお願いします。

5番、木田地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
申請地では野菜を栽培するものです。

6番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、岩地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申  
請地では野菜を栽培するものです。

4 ページをお願いします。

8 番、鏡島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9 番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

5 ページをお願いします。

10 番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

11 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

12 番、合渡地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。620 平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、取得後は野菜を栽培する予定です。

6 ページをお願いします。

13 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借権の設定です。申請地ではいちごを栽培するものです。

14 番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

15 番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 1 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、引き続き野菜等を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3番及び4番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

3番及び4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、水稻を栽培される予定です。

いずれの受人も、地域の取り決めなどを十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、岩地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12月25日に、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、8番、鏡島地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。  
12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、水稻を栽培される予定です。  
立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、9番及び10番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
1月6日に、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。  
10番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
12月22日に、農地利用最適化推進委員、受人及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、11番、12番及び13番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、水稻を栽培される予定です。  
12番の申請は、世帯内の贈与で、受人へ、畑を譲り渡すものです。申請地では、野菜を栽培される予定です。  
13番の申請は、農業経営を開始する借人へ、畑を貸し出すものです。申請地では、いちごを栽培される予定です。  
受人及び借人は、地元の取り決めなどを十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、14番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、牧草を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、15番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

15番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、水稻を栽培される予定です。  
立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
議案第1号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、今回の申請は、所有権の移転1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第2号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。  
8ページの総括表をご覧ください。  
今回は、1件、887平方メートルです。  
9ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用する  
ものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えて  
いるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 2 号について事務局から説明がありました。  
議案第 2 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第 2 号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 3 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農  
地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今  
回の出願は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 3 号について説明いたします。

10 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 11 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計 1,522 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例  
適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるため  
の要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 3 号について事務局から説明がありました。  
議案第 3 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第 3 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査 それでは、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。  
13ページをお願いします。  
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。  
届出は、39件、合計75,889.45平方メートルです。  
続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。  
15ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。  
届出は、6件、合計1,422.00平方メートルです。  
明細は、16ページから17ページです。  
続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。  
19ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。  
届出は、31件、合計20,405.61平方メートルです。  
明細は、20ページから27ページです。  
農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。  
以上でございます。

議長 議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長 御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 24 分閉会を宣す。